



教えて!

# 「ひなちゃん」と「マイナちゃん」の 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

このコーナーでは、マイナンバー制度について、ひなちゃんのさまざまな疑問にマイナちゃんが答えます。ひなちゃんと一緒にマイナンバー制度について学びましょう!

問い合わせ/社会保障・税番号制度導入プロジェクト(内線2297)



**Q** まだ通知カードを受け取っていません。いつまで受け取れますか?



**A** 平成27年10月5日現在で鴻巣市に住民登録があり、通知カードを受け取っていない方は、市民課にて受け取ることができます。ただし、3月末までは保管しておきますが、それ以降は廃棄となりますので、受け取っていない方は下記「市の個人番号カード専用ダイヤル」までご連絡ください。なお、廃棄後に通知カードを受け取る場合は、再発行の手続きとなり、手数料(500円)がかかりますので、ご了承ください。

## ■マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号/0120-95-0178(無料)

受付時間/9時30分~22時(土・日・祝日は17時30分まで)※年末年始を除く

## ■番号制度全般に関する問い合わせ(国のマイナンバーコールセンター)

電話番号/0570-20-0178

受付時間/9時30分~22時(土・日・祝日は17時30分まで)※年末年始を除く

## ■通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ(国の個人番号カードコールセンター)

電話番号/0570-783-578

受付時間/8時30分~22時(土・日・祝日は9時30分~17時30分)※年末年始を除く

## ■市の個人番号カード専用ダイヤル

電話番号/541-2500

受付時間/8時30分~17時15分(土曜日は12時まで)※日・祝日・年末年始を除く



## 意見募集

## 特定個人情報保護評価書(案)に対する 意見を募集

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)」が公布され、平成27年10月から社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」が始まりました。

このマイナンバー制度では、番号法第9条第1項において個人番号の利用範囲が規定されているほか、番号法第9条第2項では、地方公共団体が条例で定める事務において利用することができることとされています。

マイナンバーを利用するうえで、市民の皆さんのさまざまな不安や疑問を回避する必要があるため、番号法では、マイナンバーを含む個人情報を取り扱う状況を分析し、情報漏えいや不正利用などのリスク対策を講じるための「特定個人情報保護評価」が義務付けられています。

本市においても、制度開始前の平成27年6月1日から評価書の公表をしていますが、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、評価の再実施を行った結果、次の4事実務が全項目評価の対象となりました。全項目評価については、市民の皆さんからの意見を考慮し、さらに有識者からなる第三者機関の点検を経て公表することとなっているため、「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」

(案)について、市民の皆さんからの意見を募集します。  
募集期間/2月12日(金)~3月14日(月)※必着  
閲覧対象/市内在住の方  
閲覧場所/新館及び両支所市政情報コーナー、担当課窓口、市ホームページ

意見募集を行う対象事務・担当課・問い合わせ/住民基本台帳に関する事務//市民課住民担当(内線2432・メールsimin@city.kounosu.saitama.jp)、個人住民税賦課事務//市民税課普通・特別徴収担当(内線2255・メールsinizei@city.kounosu.saitama.jp)、介護保険事務//長寿いきがいの課介護審査・推進担当(内線2673・メールtyoju@city.kounosu.saitama.jp)、健康管理に関する事務//健康づくり課(内線2656・メールikiken@city.kounosu.saitama.jp)  
提出方法/担当課及び市ホームページに備えの意見書に住所・氏名等の必要事項を記入し、担当課へ持参・郵送・FAX・メール(T365・8601中央1・1・FAX542・9818)  
意見に対する回答/意見に対する個別の回答は行いません。結果を市ホームページ等でお知らせします  
その他/個人情報については、本件以外の目的では使用しません